

「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して
寄せられた御意見について

令和2年4月1日
厚生労働省
労働基準局安全衛生部

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、本件に関する6件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

なお、本件に関係のない1件の御意見もいただきました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
1	<p>現行法令では放射線防護眼鏡による防護効果が考慮されておらず、高い線量値で管理されてしまうこととなる。</p> <p>このため、水晶体等価線量を示す3mm線量当量を評価において、各放射線防護眼鏡に対する防護係数の導入をご検討いただきたい。</p> <p>水晶体防護、管理に関する技術的指針も併せて示していただきたい。</p>	1	<p>厚生労働省における「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、「眼の水晶体の等価線量を正確に評価するためには、眼の近傍や全面マスクの内側に放射線測定器を装着して測定することが適当である。」とされています。</p> <p>これに関連して、いただいた御意見のうち「各放射線防護眼鏡に対する防護係数の導入」については、正確に評価する観点や現場の実態などを踏まえてその是非を検討し、今後、その結果を行政通達等で示す予定です。</p> <p>また、いただいた御意見のうち「水晶体防護、管理に関する技術的指針」の提示については、業種や職種によって適切な防護措置が異なるため、実効性を持った画一的な指針を、厚生労働省でお示しすることは困難であると考えています。</p> <p>ただし、この点については、検討会</p>

			<p>において、国は「放射線防護設備の設置や改善による被ばく低減措置を講ずるための支援を行うことが望ましい」等とされたことを踏まえ、被ばく線量低減設備改修補助金等の支援策を講じることを予定しています。</p>
2	<p>X線防護メガネをしている医師の水晶体線量は、過大に評価されている現状があり、頸部線量計で算出された水晶体線量値が年間20mSvをこえた放射線業務従事者は、翌年度以後5年間X線防護メガネ着用下の水晶体の線量測定（水晶体近傍で線量測定）を義務づけた方がよいのではないか。</p>	1	<p>今回の改正は、検討会において、眼の水晶体の等価線量を正確に評価するためには、眼の近傍や全面マスクの内側に放射線測定器を装着して測定することが適当であるとされたことを受けたものです。</p>
3	<p>放射線業務従事者（医療法では放射線診療従事者）の安全確保の視点から、等価線量限度の改正に賛成する。</p> <p>ただし、5年間の線量の算出に関する起算の時期（始期）を明確にした方がよい。</p>	1	<p>原子力規制委員会における放射線審議会による「眼の水晶体にかかる放射線防護の在り方について（意見具申）」（平成30年3月2日公表）において、「起算点の扱い方が現状の実効線量の管理と整合するように扱うことが望ましい」とされたことを踏まえ、検討会において、「実効線量は事業者が事業場ごとに定める5年間で管理し、眼の水晶体の等価線量の管理の始期についても、実効線量と同様とすることが適当である」とされています。これを受けて、眼の水晶体の等価線量の管理の始期については、実効線量の管理の始期と同じ日とすることを、今後、行政通達等で示す予定です。</p>
4	<p>今回の限度線量変更の基準設定の根拠を具体的に明らかにしてほしい。</p>	1	<p>電離放射線障害防止規則第5条（放射線業務従事者の被ばく限度）の改正は、検討会において、「健康障害防止の観点から、全ての労働者に、水晶体の等価線量限度を5年間の平均で20mSv/年かついずれの1年においても50mSvを超えないこととする新たな水</p>

			<p>晶体の等価線量限度を適用することが「適当」とされたことを受けたものです。</p>
5	<p>眼の水晶体の等価線量限度を引き下げること賛成する。</p> <p>ただし、適切に防護板を使用するなどの介入を行えば新しい線量限度を超えないことが実証されているため、例外を設けず一律の法規制をお願いする。</p>	2	<p>眼の水晶体の等価線量限度については、電離放射線障害防止規則第5条において、例外を設けず一律に規制することとしています。</p> <p>ただし、検討会において、医療機関では、放射線業務に従事する労働者を柔軟に増員することが困難である現状等から、十分な放射線防護措置を講じて、なお高い被ばく線量を眼の水晶体に受ける可能性のあるものについては、一定の期間は、眼の水晶体の等価線量限度を50mSv/年を超えないこととすることが適当とされたことを受けて、経過措置を設けています。</p>
6	<p>水晶体等価線量の引き下げは妥当であると考えます。</p> <p>しかし、新たな線量限度を超えないよう事業者が管理するためには多くの課題があり、労働環境の多様性なども考慮し、電離則第8条を段階的に適用することも今後の検討課題である。</p> <p>なお、診療放射線技師が役割を果たし適切な防護方策を的確に実行できるよう課題解決と管理体制を合わせた備えが肝要であり、今後学会として役割を果たす必要がある。</p>	1	<p>医療機関では、放射線業務に従事する労働者を柔軟に増員することが困難である現状等を踏まえ、十分な放射線防護措置を講じて、なお高い被ばく線量を眼の水晶体に受ける可能性のある労働者については、眼の水晶体の等価線量限度を、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間は、1年間につき50mSv ・令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間は、3年間につき60mSv及び1年間につき50mSv <p>とする経過措置を設けます。</p>